

## 第 2 次調査候補地域、対象企業の選定について

都市計画的手法を講じることを念頭においた第 2 次調査については、市では、以下の基本的な考え方をもとに候補地の選定を行っていくことを考えています。

### ( 1 ) 第 2 次調査候補選定の目的

都市計画法に基づく特別用途地区及び地区計画の制度を積極的に活用していく( 条例第 11 条 ) 「モノづくり推進地域のうち、特にモノづくり企業の集積を維持し、促進することが必要であると認められる地域」の抽出

市内で操業を継続したいが周辺環境などに問題があることから移転を希望している企業の抽出( 支援を必要とする企業の抽出 )

### ( 2 ) 第 2 次調査候補地域の対象企業候補及びその抽出方法

工業地域及び準工業地域において、住宅立地が極めて少なく、工場集積を保全することにより操業環境を保全するべきと考える地域

住宅立地規制を求めている事業所の集まっているエリアを候補地とし、その候補地の事業所をヒアリングの対象候補とする。

#### クロス集計項目案

- a ) 用途地域( 工業地域・準工業地域 ) × 土地所有者( 問 3 の所有関係で 1 or 2 と回答 ) × 操業継続意向あり( 問 6 で 1 と回答 ) × 半恒久的な住宅建設規制の希望( 問 1 2 で 1 と回答 )
- b ) 用途地域( 工業地域・準工業地域 ) × 操業継続意向あり( 問 6 で 1 と回答 ) × 半恒久的な住宅建設規制の希望( 問 1 2 で 1 と回答 )
- c ) 用途地域( 工業地域・準工業地域 ) × 経営者・関係者が土地所有( 問 3 の所有関係の土地賃借所有者で 1 と回答 ) × 操業継続意向あり( 問 6 で 1 と回答 ) × 半恒久的な住宅建設規制の希望( 問 1 2 で 1 と回答 )

住宅立地が進む恐れがあり、その事により操業継続意向の無い事業者が存在する地域について、操業環境を保全する事を打ち出す事により、操業継続を促すべき地域

操業継続意向はない( 移転、廃業の予備軍 ) が、手法を講じることで、現在地に留まっていただけの可能性がある事業所が集まるエリアを候補地とする。

#### クロス集計項目案

- a ) 用途地域( 工業地域・準工業地域 ) × 経営戦略上、移転を考えている( 問 9 - 2 で 1 と回答 )
- b ) 用途地域( 工業地域・準工業地域 ) × 操業環境の悪化により廃業を考えている( 問 9 - 1 で 3 と回答 )
- c ) 用途地域( 工業地域・準工業地域 ) × 操業環境の悪化により移転を考えている( 問 9 - 2 で 2 と回答 )

工業地域で製造業が集積している地域（住宅の立地が少ない地域）に立地する企業  
条例（第11条）で「モノづくり推進地域のうち、特にモノづくり企業の集積を維持  
し、促進することが必要であると認める地域」に対し都市計画法に基づく制度を積極  
的に活用するものとされていることから、工業地域において製造業が集積している地  
域（住宅の立地が少ない地域）に立地する企業にもヒアリングを行っていくこととし  
たい。